

走行距離の不当表示は絶対に行わないこと

走行メーターの巻き戻し・交換等による走行距離の不当表示は、社会的にも大きな問題となり、二輪車業界の信用を失墜させる行為です。絶対に行わないこと。

規約第17条(不当表示の禁止)

販売業者は、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(3) 走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示

行為類型

1. 走行メーター(計器)の操作(巻き戻し)
2. 走行メーターの交換
3. 仕入れた中古バイクの走行距離が実際のものよりも少ないことを知りながら、その旨を表示しないで販売

不当表示

走行キロ数が、実際のものよりも少ないかのように誤認させる表示

表示とは

- ① 走行メーター(計器)の示すキロ数
- ② 展示車のプライスカード、広告等に表示したキロ数

※一般消費者に販売することを前提とした事業者間取引(オークション、業販等)についても、不当表示の対象となります。

行為類型1

販売業者が、走行距離数を示す計器を操作して巻き戻し、巻き戻されたキロ数で販売すること

※計器の操作は、社内のほか下請修理業者による場合も含まれます。また、従業員が独断で行った場合も、販売業者の責任となります。

行為類型2

販売業者が、走行距離数を示す計器をキロ数の少ないものと取替え、取替え前・後のキロ数を表示しないで、また、取替え前・後のキロ数等を記載した「走行メーター交換歴車シール」を貼付しないで販売すること

※メーターの不具合やカスタマイズのため、走行距離数の少ないメーターと取り替えた場合であっても、メーターを取替えた旨及び取替え前・後のキロ数を表示するとともに、取替え前・後のキロ数等を記載した「走行メーター交換歴車シール」を貼付しなかった場合は、不当表示となります。

チェック

バイクは、転倒による故障やカスタマイズのため、走行メーターを交換する場合があります。こうした場合であっても、メーター交換歴車である旨等を表示しなかったり、走行メーター交換歴車シールを貼付しないで販売した場合は、走行メーターを巻き戻したのと同じ行為とみなされます。規約に基づく適正な表示を実施して下さい。

行為類型3

販売業者が、仕入れたバイクの走行距離数が実際のものよりも少ないものであることを知りながら、その旨を説明しないで販売すること

※「知りながら」とは…

- ① オークションにおいて、「改ざん歴車」や「走行不明車」、「メーター交換歴車」を仕入れながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行距離数として販売すること。
- ② 走行距離計が交換されていることを知りながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行距離数として販売すること。
- ③ 仕入れた中古バイクの走行距離計の示すキロ数が実際のものよりも少なくなっていることを知りながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行キロ数として販売すること。
- ④ 走行キロ数を少なくすれば、高く下取り(買取り)するなどほのめかし、ユーザーに走行距離計を操作するように仕向けて操作させ、下取り(買取り)すること。等

●本資料に関するお問い合わせは●



一般社団法人自動車公正取引協議会 二輪車業務部

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F
TEL.03-5511-2113 FAX.03-5511-2114 URL <http://www.aftc.or.jp>